

公文書管理課が所管する内閣総理大臣決定等に基づき作成される文書に係る押印・書面の運用について

令和2年12月
公文書管理課

「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）において、「全ての行政手続きを対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す。」とされ、また「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」とされている。

これらの趣旨を踏まえ、公文書管理課が所管する内閣総理大臣決定等に基づき作成される文書に係る押印・書面の今後の具体的な運用について下記のとおり整理し、各行政機関及び国立公文書館等に対し、公文書管理課長による通知を発出することとする。

記

- 1 内閣総理大臣決定、各規則、細則及び当課より過去に発出した通知（以下「総理決定等」という。）で押印・署名・書面（以下、押印等という）を必要とすることが定められた手続のうち、行政機関・国立公文書館等と民間団体・個人等との間で交わされる文書（別紙1参照）については、各総理決定等の改正を行うことにより、押印等の義務付けを廃止することとする。
- 2 総理決定等で定められた押印等を必要とする手続のうち、内閣府、各行政機関、国立公文書館等及び公文書管理委員会（事務局：内閣府）の間で交わされる文書（別紙2参照）については、総理決定等の様式に「印」「公印」と記載されていても、総理決定等の変更を行わず、押印を行わないものとする。その際、「（公印省略）」と記載するかどうかは文書発出側の裁量とする。なお、1に該当する総理決定等に規定されている手続については、併せて改正手続を行う。
- 3 慣例的に押印を行ってきた手続については、今後、押印を行わないものとする。
- 4 押印等の義務付けの廃止に伴い、内閣府、各行政機関、国立公文書館等及び公文書管理委員会（事務局：内閣府）の間で交わされる文書の発出に当たっては、PDFファイル等を電子メールに添付して行うことを基本とし、その場合、受信者は、受信確認の簡潔なメールを返信することが望ましい。また、内閣府、各行政機関、国立公文書館等及び公文書管理委員会（事務局：内閣府）の間で交わされる文書以外の文書についても、書面によらない方法での文書の発出・受信を可能とすることが望ましい。

<別紙>

- 1 行政機関・国立公文書館等と民間団体・個人等との間で交わされる文書
 - ・特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）
 - ・特定歴史公文書等不服審査分科会運営規則（平成23年6月17日特定歴史公文書等不服審査分科会決定）
 - ・特定歴史公文書等不服審査分科会事務手続細則（平成23年6月17日特定歴史公文書等不服審査分科会長決定）
 - ・各国立公文書館等の利用等規則

- 2 内閣府、各行政機関、国立公文書館等及び公文書管理委員会（事務局：内閣府）の間で交わされる文書
 - ・公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第8条第2項の同意の運用について（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）
 - ・公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書ファイル等の移管・廃棄等に関する手順について（平成23年4月1日内閣府大臣官房公文書管理課長決定）

(以上)